

リソースナース登録・活用システム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県下の看護の質向上を促進するためのリソースナース登録・活用システムの運用について定めることを目的とする。

(リソースナースの定義)

第2条 リソースナースとは、公益社団法人日本看護協会が認定する専門看護師、認定看護師、認定看護管理者のことをいう。

(登録・活用システム)

第3条 登録・活用システムとは、公益社団法人愛媛県看護協会が、(以下「看護協会」という。)リソースナースの活用に必要な事項について定め情報公開することにより、リソースナースとして活動のできる者(専門・認定看護師、認定看護管理者)とリソースナースの活用を希望する者(病院・施設等)(以下「希望施設」という。)との間をつなぎ、愛媛県下の看護の質向上を促進するためのシステムをいう。

2 本システムは、看護職員県内定着促進事業「看護職員人材派遣研修」において活用する。

(新規登録)

第4条 リソースナースとしての登録を希望する者は、所属施設長または看護部長(看護管理者)の了承を得て、登録する。

2 登録する場合は「愛媛県看護協会リソースナース登録情報について」の様式をダウンロードし、必要事項を記入しメールまたはFAXする。

3 登録事項は、専門・認定分野名および認定番号、認定取得年、氏名、所属施設、連絡先、特定行為研修を受講した場合は研修区分、修了年度を記載する。

4 リソースナースの登録者は、中止の連絡がない限り継続登録とする。

(変更・中止の手続き)

第5条 登録者が登録情報の変更及び登録を中止する場合は、「愛媛県看護協会リソースナース登録情報について」の様式をダウンロードし必要事項を記入しメールまたはFAXする。

(登録事項の取り扱い)

第6条 登録事項は、看護協会のホームページにより公開する。

2 登録中止の場合は、ホームページの公開を削除する。

(看護職員人材派遣研修の手続き)

第7条 希望施設は、看護協会「看護職員人材派遣研修申込表」(様式2)をもって講師を依頼する。

2 看護協会は、講師依頼・交渉、希望施設と研修日時・内容等の調整を行う。

3 看護協会は、講師が所属する施設へ公文書にて、講師の依頼手続きを行う。

4 講師の人選については、客観的な情報に基づき、看護協会としての公平性の確保に努めることとする。

(謝金および交通費)

第 8 条 希望施設は、看護職員県内定着促進事業として看護職員人材派遣研修を実施する期間は、講師に対する支払いを原則無料とする。

2 看護協会は、講師に対して、別に定める謝金と交通実費相当分を支払う。

(評価)

第 9 条 リソースナース登録・活用担当者とリソースナースマネジメント委員会は、リソースナースの登録・活用状況を評価し、随時改善を図ることとする。

(庶務)

第 10 条 リソースナース登録に関する業務は、新人看護職員研修担当者が行う。

2 リソースナースを活用した看護職員人材派遣研修は、看護職員県内定着促進事業担当者が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 18 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 18 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。